

□議員名：笹木慶之

1 行政運営の充実と人事管理の適正化について

論点	定員管理は行政事業の効果的充足と、業務量と人員の適正化を目的としている。したがって、単なる人数の管理だけでなく、組織管理、財務管理、人事管理が交差する総合的管理に位置づけられると思う。定員適正化計画に基づく取り組みの現状と課題について伺う。
回答	合併後の行財政の健全化に向け、徹底した歳出削減を図るため職員数の削減による人件費の抑制に努めた。第2次適正化計画の最終年である平成26年度末の成果として、総合計画の目標数値である職員1人当たりの市民の数において平成29年度目標値を上回る結果となり、目標は達成できた。地方分権の進展による権限移譲など業務量の増加や多様化する市民ニーズへの対応をふまえ、昨年4月に策定した第3次計画により、市の組織力を維持し、安定した市民サービスを提供するため引き続き定員規模の適正化を図る。

論点	定員管理に取り組んだその姿勢と実績はかなり評価できるが、自己満足であってはいけない。財政規模、行政規模、産業規模等による類似団体との比較においてはどうか。
回答	類似団体との比較においては、上位に位置付けられており、少ない職員で対応している現状である。今後においても、人事ヒヤリング等を通じ適正な人事配置に努めたい。

論点	人材育成基本方針の中に、目指すべき職員像として、市民から信頼される魅力ある職員、仕事の目標を理解して使命を果たせる職員、自ら考え、汗を流すことのできる職員とあり、そして人材育成の取り組みとして各種の職員研修の目標を定めているが、その成果と課題について伺う。
回答	「まちづくりは人づくりから」言われているが、本市においては、平成21年から人材育成基本方針に基づき、職員の資質・能力の向上を図っている。この方針の中で、人材育成の問題点として、人事管理システム等の未整備、年功序列の弊害、コミュニケーション不

	足の3点を挙げているが、これらの問題点については、本年度から本格実施する新たな人事評価制度により解決が図られるものと期待している。
--	---

論点	職員の定数は定数条例によりその上限を定めることとされている。この定数条例は債務負担行為と同様の要素を持っており総枠的な職員数を議会の承認を得て定めている。現在、職員の削減を行い定数条例とかなり乖離した状態であり、定数条例の改正が必要と思うがその対応を伺う。
回答	合併以来、定数条例はほとんど変更していないので、指摘の通り現在職員数は定数条例を大きく下回っている。今後それぞれの任命権者と協議して適切な対応に努めたい。

論点	昨年12月労働安全衛生法が改正され、事業主は毎年1回ストレスチェックをすべての労働者に対し実施することが義務付けられた。その対応について伺う。
回答	既に、試行的には実施し、8月に全職員を対象に実施することとしている。現在、全国的に病気による長期休業者が増加しており、事前予防としてチェックを行い、早期診断、早期復帰に期するための健康管理を目的にしている。職場ごとの状況も踏まえ適切に対応したい。

2 物見山総合公園の管理状況について

論点	現在、物見山総合公園の維持管理は悪い。古くから地域住民の憩いの場であるこの公園は、地域の願いを込めて昭和46年都市公園として機能強化された。遊歩道、展望台、休憩所、キャンプ場、花木園及び菖蒲園などを整備し、桜の植栽も行い四季を通し多くの人を訪れている。しかし近年維持管理の状態が十分でなく公園機能さえ損なわれている。早く適切な対応をすべきではないか伺う。
回答	指摘の通り、展望台からの景観、花壇・園路の維持管理等状態は決して良くはない。賑わいを保てる公園として対応していく。

3 美しいふるさとの景観づくりについて

論点	<p>2003年5月「美しい国づくり大綱」が策定され、翌年6月「景観法」が公布された。これを受け、市町村は、知事の認可により景観行政団体として景観条例を定め良好な街並み、景観の形成に向けて各施策を推進する事ができることとなった。山口県の現状においては13市のうち11市が既に景観行政団体となっている。本市のアクションプランを見てみると、景観行政団体に移行を検討するとなっており、事業評価は、「必要性」、「有効性」、「効率性」のいずれも高いとなっているが、依然として全く動きがない。地域の個性を生かしたきれいなまちは、住みたくなる街ではないか。どのような理由でこれが動かないのか、その考えを伺う。</p>
回答	<p>本市は、第1次総合計画で、「美しいふるさと景観づくり」を掲げ、市民の景観に対する意識の高揚、良好な街並み景観の形成に向けて施策を推進していくこととしている。景観法は地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、地域住民の意見を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色を生かして地域の活性化に資するよう取り組むこととされている。除草による景観保持、空き家の荒廃対策、公園の整備、民有地の対策等この対応は、行政の力だけでは困難である。今後、これらに対してどのように取り組んでいくか目下検討中である。</p>